

高知大学医学部情報医学委員会規則

平成16年4月1日

規則第208号

最終改正 平成29年9月26日規則第21号

(設置)

第1条 医学部に、高知大学医学部情報医学委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、医学情報を活用した教育、研究及び診療の在り方について検討し、医学の発展に資すること並びに医学部、医学部附属病院及び医療学系における情報セキュリティ実施手順の策定や実施手順に定める各事項を実施し、医学部、医学部附属病院及び医療学系における情報資産及び情報システムの安全かつ円滑な管理運用を維持することを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医学部長
- (2) 病院長
- (3) 医療学系長
- (4) 学術情報基盤図書館医学部分館長
- (5) 医学情報センター長
- (6) 医学部学務委員会委員長
- (7) 医学部専任担当（医学科）の教授 5人
- (8) 医学部専任担当（看護学科）の教授 1人
- (9) 医学部・病院事務部長
- (10) その他委員長が必要と認めた者

2 前項第7号、第8号及び第10号に掲げる委員は、学部教授会の議を経て、医学部長が委嘱する。

3 第1項第7号、第8号及び第10号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、医学部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に支障があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。
(会議)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって開き、その議決は、出席委員の過半数の同意による。

2 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その者の意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、医学部・病院事務部総務企画課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成18年7月12日規則第17号)

この規則は、平成18年7月12日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年3月26日規則第127号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規則第124号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日規則第107号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日規則第155号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年9月26日規則第21号)

1 この規則は、平成29年10月1日から施行する。

2 この規則の施行後、最初に委嘱される改正後の高知大学医学部情報医学委員会規則第3条第1項第10号に掲げる者の任期は、改正後の高知大学医学部情報医学委員会規則第3条第3項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。